



# HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	市民社会のコミュニティ・アソシエーション・コミュニケーションに関しての一考察：理念型「町内会」モデルで読み解く市民的公共性
Author(s)	高橋, 道子; Takahashi, Michiko
Citation	国際広報メディア・観光学ジャーナル, 6, 113-134
Issue Date	2008-03-21
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/34579">https://hdl.handle.net/2115/34579</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	P113-134takahashi.pdf



## 市民社会のコミュニティ・アソシエーション・ コミュニケーションに関する一考察

—理念型「町内会」モデルで読み解く市民的公共性—

高橋道子

### A Study of Communities, Associations, and Communication in Civil Society: Civil Public Sphere Interpreted by the Ideal Model of the Chonaikai

TAKAHASHI Michiko

abstract

Nowadays civil society in Japan is in the midst of a great transformation at a time when 'publicness', which used to belong to the authorities, should now involve those whom are concerned with administrative and fiscal reforms. Consequently, people in local communities have growing commitments to participate in policymaking directly, in a so-called 'partnership'. Furthermore, there is a growing interest in how the authorities should reform their environmental, welfare, and urban development policies at the regional level. It is certain that decision-making should depend on how well the residents of the local district facilitate consensus-building efforts among themselves. Prior to accomplishing agreement, mutual understanding is called for by means of communication in the local community. This is the reason why I discuss the theoretical possibilities of the Chonaikai (neighborhood association) within the framework of civil public sphere (Habermas 1973), that is described as a communication space in order to present an ideal model of the Chonaikai. I argue that the ideal model should be considered as a voluntary association, in which the people establish agendas relevant to self-evident 'living', some of which might result in the raising of political issues in civil society by means of intersubjective communication.

## 0 はじめに

現代の日本社会において、公共性を巡る言説が変容してきているようだ。かつては、公共性といえば、公共政策や公共事業という言葉に顕著に現われているように国家すなわち公権力によって独占されてきた領域であった。われわれの生活と直接的な関係性を有するにもかかわらず、「公共の福祉」という御旗の下で、公共性を論議し、決定するのは、専ら、国家と議会に依存していたため、われわれ市民の意思表示は、議会制民主主義の根幹を成す投票という間接的な行動に頼らざるを得なかった。

しかしながら、ここ10年余り、市民との「協働（パートナーシップ）」すなわち市民参加という概念が定着してきたことで、市民社会における公共性概念に変化の兆しが見えてきた。というのは、今まで、市民社会で論議の対象となってきた公共性は、例えば、ダムや道路建設などの反対運動に明らかなように、公共事業に対する二項対立的な形で表出することが多かったが、それに対して市民参加が含意する公共性は、それとは性質の異なるもの、つまり行政と市民が対峙するものではないからだ。

市民参加による「協働」の基本的な考え方は、まちづくりや福祉などの基本計画（マスタープラン）を策定する際、市民と行政が共に協力しながら計画案を練り上げるという共同作業に他ならない。市民と公共性を隔っていた障壁が取り払われ、市民が公共性と直接的に関わりあうことが可能となったのであるが、他方、市民参加が動員により操作的に利用されたり、アリバイ的に利用されることにより、「形式だけの参加」（tokenism）になる危険性も指摘されている<sup>1</sup>。

そこで、市民参加の制度が確立する以前を見てみると、行政は住民との関係性を専ら町内会<sup>2</sup>に依存していた。何か地域に関わる決定をしようとするとき、町内会長に前もって打診するとか、町内会長にあらかじめ根回しをして支障なく合意に至るように道筋をつけるなどの方法で、秘密裏に水面下で行われていた場合も多く、このような町内会の実態は「マジック・ミラー現象」<sup>3</sup>と呼ばれていた。

現在では、市民参加が定着したことで、この「マジック・ミラー現象」も消え、従前の行政と町内会の関係性が薄れたと考えるのは早計である。なぜなら、町内会長の個人的意見を地域を代表する意見と都合よく解釈したり、公募による委員を集めようとした時、町内会が参加者の動員の道具に利用されることもあるからだ。不可視のマジック・ミラーが取り払われ、行政と町内会の関係性が可視化されたことは、言い換えれば、町内会が、市民参加という手段によって、市民社会の公共性と関わることに正当性を賦与される結果にもなるのである。もしそうだとすれば、市民社会の公共性へと結節する町内会の理念型を論じることは、市民社会の公共性の一考察となる。

本論に入る前に、町内会の歴史的背景を軽くスケッチする必要があるだ

- ▶1 アメリカのアースタインが1969年に市民参加の8段梯子モデルを提示したが、それと対応する形で、原料は、①情報提供、②意見聴取、③形だけの応答、④意味ある応答、⑤パートナーシップという5段階で「参加の段階モデル」を示し、①から③は形式だけの参加であり、④から参加の意味があるとし、市民権力としての参加となると、真正な意味における⑤のパートナーシップであると論じている。（原科 2005）
- ▶2 「自治会」という名称も一般的であるが、本稿では「町内会」を用いる。
- ▶3 越智昇は、「マジック・ミラー現象」を次のように説明している。「住民側からは世話役たちの町内活動の内側だけしかみえず、町内会という組織が丸ごと外部の影響により変質され利用され、したがって外部からの管理意図がその生活のなかに町内会の活動をとおりて巧妙に浸透してくることに気がつかない。あたかもマジック・ミラーになっているのである。」（越智 1980：349）

- ▶4 東京などの大都市では、町内会が解体し、組織されていない地域もあるが、ごく少数である。
- ▶5 昭和22年（1947年）GHQは町内会禁止措置（ポツダム政令第15号）を発令し、「町内会」は日本のファシズムと総力戦体制を助長する組織であるという理由で禁止された。GHQは町内会廃止後に、自発的な住民組織（the formation of free voluntary organization of citizens）を推進できると楽観していた（吉原 1989）。
- ▶6 昭和44年（1969年）9月29日に刊行されたコミュニティ問題小委員会報告「コミュニティ生活の場における人間性の回復」(国民生活審議会調査部会編)は、町内会解体を前提とし、それに替わる新たな住民組織としてコミュニティ創設を提案したものである。この答申を受け、自治省は昭和46年（1971年）コミュニティ施策を開始、73年までに全国に83地区のモデルコミュニティを設定した。モデルコミュニティの設定は、「町内会」に代わる組織としてのコミュニティ構想を政府主導で行った。

ろう。町内会といえば、日本全国どこにでもある<sup>4</sup>地域コミュニティであるが、その歴史を紐解くと、古くは信長の時代から、戦時下では総力戦体制を下支えする国家の末端組織として、権力や国家によって統一や戦争の道具として利用されてきた過去があるため、町内会消滅論は、一度ならず論壇をにぎわしてきた。例えば、占領軍によって町内会が禁止<sup>5</sup>されていた直後と、1970年代の政府主導によるコミュニティ施策<sup>6</sup>が推進されていた時期には、そうした消滅論が盛んに論じられた。しかしながら、町内会は、研究者の予想を覆し、21世紀の現代社会に存続している地域コミュニティである。

町内会が存続している論拠を、次に挙げる3つの点から考察することが可能である。第1に、先に述べたように、市民社会の公共性と関連していること、第2に、「生活する」ということと密接な関係性を有していること、第3に、町内会は官製の制度ではないことである。そして、特筆すべきは、第2の特徴である。町内会が「生活する」ということと内的な連関があるため、時代や人々の要請の変化に応じて、柔軟に対応できる流動性と可変性を内面化させているという点である。

このような前提に立ち、本稿は、市民社会の公共性と町内会の結節点を、コミュニティ、アソシエーション、コミュニケーションというキーワードで理論的に解明し、抽出された構成要素から、「理念型」モデルを構築するものである。第1節では、コミュニティを理論史的に跡付けることで、現代社会におけるコミュニティとアソシエーションを論じる。次節では、市民的公共性をハーバーマスの公共圏理論から考察する。また、彼の理論が、現代のアソシエーション論、新しい社会運動が創生する公共空間論に通底する理論であることから、「生活する」ということと密接に関連している町内会の理念型モデルの資源となる可能性を論考する。第3節では、前節までの理論より抽出した構成要素によって、筆者の構想する町内会「理念型」モデルを提示する。

## 1 | 市民社会のコミュニティ

### 1.1 コミュニティとアソシエーション

社会学では、R.M.マッキーバーがコミュニティをアソシエーションと区別して概念化した（マッキーバー 1975）。マッキーバーによれば、コミュニティは社会生活、社会的存在のための共同生活であり、他方、アソシエーションは、共同の目的、つまり共同の関心や利害の追及のため組織される団体であるという。マッキーバーによれば、国というのは国境で隔てた一定の地域から成るコミュニティであるが、国家は国の中枢的な器官（organ）であるため、機制（mechanism）であるという。岩崎信彦は、マッキーバーを援用し、「町内会」を「住縁アソシエーション」とであると定義す

る。「町内会」は一般的に地域で規定されるコミュニティであるがコミュニティという性格付けよりも、アソシエーション的な内面を併せ持つことになるのであるという（岩崎 1989）。

つまり、構造化された集合体であるコミュニティに対して、コミュニティ空間に包摂され有機的な活動のダイナミズムを与えるのがアソシエーションである、ということになる。こうした有機的なアソシエーション論を展開している佐藤慶幸は、ハーバーマスの有名な命題「システムによる生活世界の内的植民地化」<sup>7</sup>の解を求めて、市民社会という枠組みの中で、このアソシエーション概念を発展的に拡大解釈し、規範的な可能性を探求している。

佐藤は、現代社会において経済システムと政治システムに晒され危機に瀕している生活世界を何とか復権することで、市場と国家から自律した民主的な市民社会の構築を、アソシエーション論を中心に据え展開している。彼によれば、NPO、NGO、ボランティア活動、「新しい社会運動」<sup>8</sup>などのアソシエーション个体群の活動は、日常言語を媒体とする有機的なコミュニケーションを産出する機会であるという。佐藤は、そうした有機的なコミュニケーションのダイナミズムが、システムに侵食されている生活世界を復権させ、21世紀の民主的な市民社会の地平へと通じていくと主張する。

社会を形成する基盤としてのコミュニティの脆弱化と、それに伴う個人の脱社会化現象が顕著となった結果、市場と国家の影響力が強まり管理される社会となっていくことを、佐藤は危惧している。一例として、2005年の郵政民営化が焦点となった選挙について、大衆のポピュリズム傾向を巧みに捉えた結果であるという。そして、「官から民へ」というスローガンでの民営化政策が推進された結果、市場経済の影響力が増大し、市場と政府の関係性において主客の逆転現象が生じ、「国民の主権を奪い、民主主義を形骸化させているのではないかと指摘している（佐藤 2007：23）。

そうした考えをより明示的に表す論調で、コミュニティとアソシエーションを定義する。佐藤によれば「コミュニティとは、人々が日々の日常生活を送る地域で、市場と国家を相対化しながら、それらから自由にさまざまな意味での異質性や多様性を許容したうえで、他者とかかわり合うなかで、連帯・協同への相互肯定的な心的作用関係にもとづいて築いていく共通の社会生活の様式空間である」（佐藤 2007：28）という。コミュニティの電気、ガス、水道、交通などのハードの生活基盤（インフラストラクチャー）は公共事業、専門業者に委ねるものの、それと対置するコミュニティのソフトな側面を、共通生活基盤としての人間関係やコミュニケーションのあり方に見出している。したがって、「コミュニティは、〈市民社会〉における市民的ルールであり、市民的道徳であり、それは生命の尊厳、個人の自由と平等、そして自立を保障する基本的人権思想と通底するものでなければならない」（佐藤 2007：28）。

他方、「アソシエーションとは、人々がある目的あるいは使命のために、市場原理や国家権力から自律して、相互に対等な立場で、自由意志によつ

▶7 「ここで言うシステムとは、貨幣と公権力をメディアとする物質的再生産と公的資金再配分の領域、つまり市場と国家の領域を言い、生活世界とは言語シンボルをメディアとする人と人とのコミュニケーション（意思疎通）領域を言う。システムは目的合理性の論理によって成り立っている領域である。生活世界は言語を媒体として相互理解をめざす人間関係の領域であり、それは文化的・社会的再生産の領域である」（佐藤 2002：145）。

▶8 1960年代以降、西ドイツ、フランス、イタリアなどで展開された女性解放運動、環境運動、平和運動などの社会運動を指し、1970年代後半からトゥレーヌ、メルッチ、ハーバーマス、オッフエらが、「新しい社会運動」と規定した。新しい社会運動論はある実在の対象の性質ではなくて、分析者によって「新しい社会運動」として意味づけられる価値関与的な構成概念である（新社会学事典 2002：12）。

て自発的に参加し、対話的行為をとおして意思決定し、実践する民主的な非営利・非政府の連帯のネットワーク型組織である」(佐藤 2007: 12)。

「一般の共通関心」をアソシエーションの基底に据えるマッキーバーに対して、佐藤は「アソシエーションは、『人と人とが出会い、ともに語り、理解し合い、結び合い、そして共に行う。相互肯定的な関係』である」(佐藤 2007: 76) という。また、佐藤は、従来のコミュニティを母体として、目的機能別に形成される様々な無数のアソシエーションというマッキーバーに依拠するアソシエーション論から、彼が主題化するボランティア・アソシエーション(自発的結社)<sup>9</sup>を峻別する。

アソシエーションをボランティアズムに立った他者との連帯、つまり、間主観的<sup>10</sup>で、自己反省的な人と人とを結ぶ関係性にその原理を見る佐藤のアソシエーション概念に立てば、アソシエーション的な連帯様式は、対話という、別言すれば、ハーバーマスのいうところのコミュニケーション的行為<sup>11</sup>により再生産を繰り返すことにより、流動性と可変性を維持しながら、市民社会に縦横無尽に張り巡らすことが可能なネットワークであるといえるだろう。

以上のように、コミュニティとアソシエーションという概念の違いを概観してきたが、町内会のような地域コミュニティは、ボランティア・アソシエーションとしての可能性があるのだろうか。佐藤によれば、日本の伝統的な非営利団体は公権力から自律している「ボランティア」な活動主体ではないという。というのは、「日本の伝統的な非営利民間団体の多くは、官の恩顧・庇護主義的な保護と同時に共同体的な圧力のもとに、〈ボランティア活動〉ではなくて、権力への〈奉仕活動〉をしてきたのである」(佐藤 2007: 49) からだ。

そして、日本における21世紀の市民社会の発展には、「伝統的な恩顧・庇護主義という『古層』」が課題であると述べている。佐藤のいう伝統的な非営利団体に町内会も含まれるのであるが、筆者は、そうだからといって、町内会のボランティア・アソシエーションとしての可能性が否定されることにはならないと考える。なぜなら、その論拠を、佐藤のいうアソシエーション概念との関係性で論じる「市民社会」<sup>12</sup>に見ることができるからだ。彼のいう「市民社会」概念は、国家からも市場からも自律した、「非資本主義的・非国家的概念」であり、「アソシエーション、ネットワーク、そして人と人との相互肯定的な関係性を可能にする信頼や互酬性などの〈社会関係資本〉によって特徴づけられる概念」であるからだ。町内会は確かに、国家の下部組織に準じて客体化されてきた歴史があるため、伝統的で保守的なイメージが付きまとう。しかしながら、「生活する」という共通のテーマを持つコミュニティであるという視点に立てば、「生活する」場である地域コミュニティは、主体的行為者としての一面がクローズアップされてくるのではないだろうか。筆者は、この主体的な側面こそが、佐藤のボランティア・アソシエーション概念と通低すると考えるのである。

本稿の冒頭で述べたように、現代社会における町内会は、「伝統的な庇護主義・恩顧主義の古層」でありつづける町内会もあれば、非資本主義的・

- ▶9 佐藤は「ボランティア」(自発的)が含意する意味が曖昧で、例えば、国家権力に従属的に貢献することは自発的であってもボランティアではなく、「ボランティア」ということは、国家権力と営利主義から自由であること、さらに「ボランティアな意思決定(ボランティアズム)」は自己中心的な独我論的な自由意思論を意味するのではなく、他者への配慮を踏まえての、他者肯定的な意思決定である、という(佐藤 2007)。
- ▶10 間主観性: 相互主観性、共同主観性とも訳される。間主観性とは、「私と他者たちがともにそこに居合わせて共同的に生活している」という事態=世界の自明的なあり方をさす言葉(新社会学辞典 2002: 225)。
- ▶11 コミュニケーション的行為とは、了解を志向する相互行為であり、3つの世界(社会的世界、客観的世界、主観的世界)がそれぞれ掲げる妥当性(批判可能であるという仕方)を満たすようにコミュニケーションが行われることである。
- ▶12 佐藤は、市民社会概念をハーバーマスに依拠し説明している。自由主義的伝統という「ブルジョア的市民社会」(bürgerliche Gesellschaft)ではなく、非資本主義的、非国家的概念で捉える「市民社会」(Zivilgesellschaft)であるという。

非国家的なボランティア・アソシエーションとして自律的に活動している町内会もある。その実態が多様性を有しているため、町内会の市民社会での位置づけを両義的で、曖昧なものにしてしまっているのである。この点については、後半、理念型「町内会」モデルの節で詳しく論じることとする。

本節では、アソシエーション概念からみたコミュニティを論じてきたが、次に、伝統的なコミュニティを規定する概念である共同体論を考察する。

## 1.2 共同体論とコミュニティ

ジョン・ロールズの著した『正義論』に対するリベラリズムへの批判を「負荷なき自我」よりも「負荷ある自我」という共同体論の立場から展開しているマイケル・J・サンデルは、市民的という言葉で、政治的オルタナティブとしての「市民的共和主義」を掲げている。リベラリズムの公共哲学批判として、サンデルは「その〔リベラリズムの〕<sup>13</sup>政治的議論のヴィジョンがあまりに貧弱であるため、民主主義的生活を支える道徳的エネルギーを内包することができない」（サンデル 1999：41）という。サンデルは共和主義的な社会運動の例として、アメリカの公民権運動の成果<sup>14</sup>を次のように述べている。「特定のアイデンティティや場所に根ざした運動がなければこの法律が制定されることはなかったであろう」（サンデル 1999：63）。そして、共和主義的な場所性に根ざした自己統治による市民の徳という視点で、グローバル化する世界においてもそうした地域などの固有のアイデンティティが機能するという。

「私たちの生活をとりまくグローバルなメディアと市場は、境界や帰属を超越した世界へとわれわれを誘う。しかし、そういった力を支配する、あるいは少なくともそれらに対抗するために必要な市民的な資源は今でも、記憶や意味、そして出来事やアイデンティティといった、われわれを世界に位置づけ、われわれの生に道徳的な固有性を与えるものの中に見出せる」（サンデル 1999：63-64）。

以上のようなサンデルの論における、地域性に根ざした日常生活に基盤をおく市民的活動が、グローバル化する世界における自己統治というプロジェクトにおいても基礎的な役割を果たすであろうという点には共感を覚えるが、共同体論者が、アイデンティティや帰属を表象するコミュニティの固有性を、道徳や「共通善」に還元してしまうことには疑問である。というのは、彼らにとって、コミュニティを統合する既存の「共通善」は揺ぎ無いものであるため、コミュニティ間の差異性を表現する資源としては有効であるが、市民的な徳や「共通善」が道徳論に還元される代償として、「共通善」自体が主題化される機会を奪われ、論議や批判の対象から外されてしまうことになるからだ。

サンデルのような共同体論者による「共通善」を中心に据えたコミュニティ概念は、人種、言語、文化、宗教などが共通の生活世界に裏打ちされた一義的なアイデンティティをコミュニティに賦与することが可能であるが、反面、コミュニティが画一的なアイデンティティを表象することで、

▶13 [ ] は筆者による補足。

▶14 サンデルによると公民権運動の成果は、公民権法と投票権が議会を通過したことである。

コミュニティ内部における個人の多様性、差異性は行き場を失うことになる。そうしたコミュニティの閉鎖性は、主題化されるテーマが縮減されるだけでなく、同時に主題化されたテーマをめぐる自己と他者とが間主観的なコミュニケーションを通じてアソシエーション的な連帯につながる潜在的なダイナミズムを殺ぐ可能性も否定できないのである。

さらに、共同体論者は、コミュニティとアソシエーションの明確な峻別をしない。なぜなら、彼らにとってアソシエーションとは、単なる自発的結社としての自己選択性、自己目的性という位相に留まっている活動にしか過ぎないからだ。したがって、共通の価値を持ったり、生み出したりしないという前提で、アソシエーションを論議の対象から外す傾向がある。中には、私的な余暇と消費だけに限り、ライフスタイルを共有するだけの集まりは断片化し、似たもの同士のナルシズムである酷評する共同体論者もいる。

日本の共同体主義として、「可能性の歴史としての町内会」を示唆する論(菊池 2004)もあり、町内会の可能性の論及という点では筆者と相違はない。しかし、筆者は、共同体論者の視座で捉えるコミュニティ概念だけでは、多様な価値やアイデンティティが重層的に存在している可能性がある現代社会のコミュニティを十分には説明できないと考える。それでは、現代社会に相応するコミュニティとは一体何だろうか。次節では、現代社会に求められているコミュニティを新解釈で展開するデランティのコミュニティ論を取り上げる。

### 1.3 デランティの「コミュニケーション・コミュニティ」

ジェラード・デランティは著書『コミュニティ』の中で、アンソニー・コーエンを援用し、「コミュニティを社会的実践としてではなく、象徴的な構造として解釈すべきだ」(デランティ 2006: 5)と述べている。コーエンによるこうしたコミュニティ研究の新境地開拓により、コミュニティ研究の主題は、これまでの「地域性に基づく社会的相互理解作用の形態としてのコミュニティ」という従来の論議が大きく転回し、コミュニティの意味やアイデンティティを模索する方向に向かっているという。

デランティによれば、コーエンのいうように象徴によりコミュニティが形成されると考えれば、象徴は解釈という行為を通じて言説化されるのであり、したがって、「象徴化は、象徴の実際の形態の変化も含みながら、多くの形で変化を被る可能性があるが、大半の象徴は容易に新しい方法で解釈することが可能となる。加えて、このことは、コミュニティが画一性に基づく必要がないことを示唆している」(デランティ 2006: 65)という。解釈の持つ可変性を内面化するコーエンのコミュニティ理論によって、コミュニティが流動的で変化に対して開かれたものとして特徴づけられるのである。そうした象徴によりコミュニティが創生されるメリットとして、「コミュニティは行動を決定する強制的な道徳構造ではなく、そこから人々が引き出すことが出来る資源である」と述べている。

さらに、デランティは「コミュニティは単に象徴的に構成されるものに

とどまらない」とした上で、境界線の構築や規範的秩序によって正当化され、コミュニティの意味が再生産されるのではないという。コミュニティはむしろ意味自体を創生する潜在力に富む「象徴的な意味のレベルを超えて、想像される集団形成のレベルという付加的な次元に移行する必要がある」（デランティ 2006：264）と主張している。

つまり、コミュニティとは、賦与されたアイデンティティの拠りどころとする「象徴的な構築物」という次元を超え、自らコミュニティの意味そのものを創生する「アイデンティティ・プロジェクト」である。そして、彼はこうしたコミュニティを「対話的な構造」が指標となる「コミュニケーション・コミュニティ」と呼び、次のように述べている。

「コミュニケーション・コミュニティという発想を理論化するとすれば、複合的な帰属の世界に寄与するコミュニティであり、また、その中での統合が既存の道徳性や合意よりもコミュニケーションによって達成されるコミュニティと言えらる」（デランティ 2006：166）。

このようなデランティの「コミュニケーション・コミュニティ」概念は、ハーバーマスのコミュニケーション的行為理論に準拠している。「もしもコミュニティが共有されるものとすれば、それはコミュニケーションの形をとらねばならない。これがハーバーマスのコミュニケーション的行為理論の含意である。それはコミュニケーション能力の表明に向かわせるものであり、変化を起こす力をもったコミュニティという発想をも指し示している。コミュニティは決して完全なものではなく、常に現われ出るものである」（デランティ 2006：159-160）。

また、地域コミュニティ（ローカル・コミュニティ）がコミュニケーション・コミュニティへ発展する可能性について、デランティは、コミュニティが集合行為の中で対話的に形成されるという点では地域性を基盤とするコミュニティにおいても同様であるという見解を示している。しかしながら、デランティの含意する地域コミュニティとは、「地域性と単純に同一化されるコミュニティ」ではないという見解を示すにとどまり、含みのある言葉を残して終わっている。「コミュニティが場所との結びつきを確立できるか、それとも想像された条件にとどまるかが、将来のコミュニティ研究にとって重要なテーマとなるであろう」（デランティ 2006：272）。

## 2 「公共性」を考える

### 2.1 ハーバーマスの公共圏論

前節で述べてきたように、コミュニティの意味やアイデンティティがコミュニケーションによって創生されるのであるとすれば、コミュニケーションを媒体にした市民社会の公共性（市民的公共圏）を基軸に据え、徹底した民主主義（ラディカル・デモクラシー）を追求するハーバーマスの理

論が有用な資源となる。

なぜなら、ハーバーマスの理論において、コミュニケーションは、市民社会、公共性、そして民主主義を架橋することができる概念であるからだ。コミュニケーションは、第1に、市民社会のコミュニケーション空間、すなわち「市民的公共圏」の構成要素である。第2に、コミュニケーションは、彼の主張する民主主義概念とカントの法治国家理念に依拠して討議倫理を展開する際の重要な前提を成しているのである。

「公共圏」<sup>15</sup>はハーバーマスが著書『公共性の構造転換』<sup>16</sup>において精緻化した概念である。ハーバーマスはその理念を18世紀の歴史上の「市民的公共圏」から抽出しているが、ハーバーマスのいう「市民社会」とは自由主義的伝統でいう「ブルジョア社会」(bürgerliche Gesellschaft)ではなく、「市民社会」(Zivilgesellschaft)である。そして、「市民社会」の核心をなすのは、成立した公共圏の枠内での「平等主義的で開かれた組織化形式」を有する「討議的デザイン」で、ハーバーマスによれば、「コミュニケーションを軸として形づくられ、コミュニケーションに連続性と継続性を付与する」(ハーバーマス 2003下: 97)のである。

それでは、ここで、「市民社会」(Zivilgesellschaft)における、コミュニケーションを主眼においたハーバーマスの公共圏の再定義を見てみよう。公共圏は、行為、行為者、集団、団体、などと同様の基本的な社会的現象であるとされ、社会秩序に関連する通常概念ではない。そして制度でも組織でもなく、規範構造体でもなく、もちろんシステムではない。ハーバーマスによれば、「公共圏とは、せいぜい内容と態度決定、つまり意見についてのコミュニケーションのためのネットワークだと言いうるにすぎない。とすれば、コミュニケーションの流れは、これがある特定の主題のために集約された公共的意見としてまとめあげられるよう、十分に選別され、整えられねばならない。生活世界が総じてそうであるように、公共圏もまた、自然言語の流通で十分可能となるコミュニケーション的行為によって、自らを再生産する。つまり、公共圏とは、コミュニケーション的日常実践のもつ一般的了解可能性に依拠している」(ハーバーマス 2003下: 90)のである。

ハーバーマスにしたがえば、公共圏はコミュニケーションのための言説の空間であると特徴づけられるのである。そして、コミュニケーションのあり方について、討議倫理の立場で、民主主義を規範理論の枠組で概念化しようとする際、2つの前提条件を挙げている。1つは、「不偏不党性」で、もう1つは、「参加者が各自で持ち込む選好を疑問視し乗り越えることへの期待」である。

この2つの前提から、理想的なものとしてのコミュニケーション共同体を次のように述べている。「ありうべきすべての当事者がもれなく含まれていること、関係者の権利が対等であること、相互行為に強制力が介在しないこと、主題や寄せられる見解に制約がないこと、生み出された成果が修正できることなどを要求する」(ハーバーマス 1994: xxxiii)。このような脈絡において、法が有用性と正当性を持つというのである。

- ▶15 ハーバーマスの『公共性の構造転換』の邦訳では、Öffentlichkeitは「公共性」という訳語が使われているが英訳のpublic sphereの影響もあり、現在では「公共圏」が一般的である。
- ▶16 初版1962年(邦訳、1973年)、第2版1990年(邦訳、1994年)公刊。

ハーバーマスにとって、民主主義は公共的コミュニケーション（コミュニケーション空間）を要請し、法により保障されなければならないのであるが、他方、公共的コミュニケーションが政治システムや、経済システムといった枠組みの中に構造化されることによって、コミュニケーションの内実が形骸化する危険性を指摘する。「民主主義の概念は公共的コミュニケーションのなかで討議をつうじて価値や規範を形成する過程に関連づけられるが、この概念の規範的内容は、むしろ民主主義的な法治国家のレベルでしかるべき制度的取り決めに尽きるものではない。むしろ、それは公式に構造化されたコミュニケーション過程や決定過程の彼方を指し示している」（ハーバーマス 1994：xxxiv-xxxv）。

ハーバーマスが含意する民主主義とは、「制度上構造化された政治的意思決定とコミュニケーションの流れが連携してはたらくことを基礎とする」（ハーバーマス 1994：xxv）のであって、そのようなコミュニケーションは「権力化したコミュニケーションではなく、自発的なコミュニケーションの流れ」であり、「非組織的な公共圏のコミュニケーションの流れ」である。そして、そこでの意見形成が政治的コミュニケーションの流れの中で有機的に連関することで、責任ある決定に影響力を行使することが可能となるのである。そしてそれを可能にするのは、「こうした意見形成のなかに、それを取り囲んでいる政治的コミュニケーションの中で自由に漂っているさまざまな価値、主題、論稿、論拠が入りこめるものであり続ける場合に限られる」（ハーバーマス 1994：xxxv）のである。

以上のように、市民的公共性とは、政治システムの審議や決定に影響するよう意見形成がなされる空間である。そして、こうした空間は、日常言語を媒体とする相互行為としてのコミュニケーションが再生産され続けることで、コミュニケーションの有機的な連関が保持され、やがて、そのようなコミュニケーションがコミュニケーション権力へと収斂することで、政治システムに侵犯し、影響力を行使できるのである。

## 2.2 フレイザーの「多元的公共圏」

ハーバーマスの公共圏の理念を支持しつつ、より現代社会に相応しい形態を発展的に論じているのがナンシー・フレイザーの多元的公共圏である。フレイザーは論文「公共圏の再考-既存の民主主義批判のために」で、ハーバーマスが公共圏モデルの理念として掲げる自由主義的なブルジョア的公共圏に異議を申し立てる。そうした問いの一部はフレイザー自身、論争に明確な回答を見出せないで終わってはいるものの、フレイザーが代替案として論じている多元的公共圏は、公共圏概念の理念を受け継ぎつつ、その裾野を広げるように再定式化することで、現代社会における実現可能な公共圏のカテゴリーとして捉えることができる。

多元的公共圏は、ハーバーマスの普遍的な単一の公共圏<sup>17</sup>にかわるオルタナティブな公共圏である。フレイザーは、社会を平等主義的に捉え、文化が均質である必要はないと説き、そうした視点から、多様な文化やアイデンティティを構築し、またそれらを標榜する多元的公共圏という概念

▶17 この点について、花田はハーバーマス自身の変化を指摘する。公共圏概念が非歴史化し抽象化されて受容されるに従い、「ハーバーマスにおいて1962年、公共圏には定冠詞の付された歴史的範疇であることの方が強かった。彼において1980年代、公共圏は複数形でも表現されることが多くなった。実態としての公共圏の多様な様相が想定されるようになったからであろう」（花田1996：168）。

の有用性を主張する。また多元的公共圏がそれぞれ単独で存在していても、多元的公共圏を織り成す系は、大なり小なり、どこかで交叉し、絡み合い、連携するのだという。

多元的公共圏を主張する論拠として、単一の公共圏ではフィルターにかからないような問題を掘り起こし、顕在化することが可能であると指摘する。「結局、公共的なものの概念は、参加者たちのものの見方の多元性を前提としている」（フレイザー 1999：144）。ドメスティック・バイオレンスを例に挙げれば、かつては私的というレトリックで片付けられてしまう問題でも、主題化されることで、その根底に社会的な偏見や差別（参加者のものの見方）が関係していることが明らかになる場合もある。フレイザーは、現代社会を、さまざまな差異や価値観が存在する多元的な社会であるとすれば、人々も複数のメンバーシップを持つことが可能であり、多元的公共圏理論の有用性の根拠ともなっているという。

公共圏概念に依拠して「町内会」を論じる際も、「町内会」の地域限定性をコミュニティの構成要素として捉えたと、地域性は地理的環境の多様性を内包しているのであるから、地域コミュニティは、多様性や差異性を含意することになり、そうした前提から、多元的公共圏のひとつとして捉えることができる。地域コミュニティの中で、「生活する」というテーマの中から顕在化する一地域の問題として端を発しても、外部に開かれたコミュニケーション様式を維持していれば、一地域の問題が、抽象化、普遍化されることで、市民的公共圏の位相に到達する。そうした問題が間主観的なコミュニケーションにより再生産され、市民的公共圏のフィルターにかけられることで、政治システムの審議や決定に影響力を及ぼすことが可能である「世論」という形に収斂していくのである。

ハーバーマスが自由主義的な枠組みで捉える「市民社会」は経済からも国家からも自律している圏であるから、そこでの討議は国家権力の行使や拘束力のある決定ではなく、「世論」を形成する。そして、市民的公共圏においては決定形成を免除された「世論」という意見形成が実践される。フレイザーは、そうした責任を免除された公共性を「弱い公共性」と呼び、決定権が賦与された議会（「強い公共性」）から区別して論じている。しかしながら、ハーバーマスにしたがえば、もし、意見形成が決定形成を包含すると、世論の自律性が危機に瀕するだけでなく、公共性＝国家となり、国家に対する批判的なチェック機能を果たさなくなる可能性がある。

また、フレイザーがハーバーマスの公共圏を多元的公共圏という形態に展開させる背景には、「参加の同格性」の問題がある。たとえ、形式的には参加を保障されるとしても、協議において、地位や性別などの支配的な権力構造の影響を排除し、平等で民主的なコミュニケーションが可能かどうかという疑問である。ハーバーマスも同様に、権力主体が不可視となることで、より巧妙になる公共圏の操作的利用を危惧する。公共圏が「なんらかの集団の成員が実際に身をもってそこに居合わせて参加し共同で決定する」（ハーバーマス1994：xxxv）という形式的参加を構造化する装置として戦略的に利用される危険性があり、そうしたことが事実上の権力主体を

「協働」という名の下で隠蔽することになる。権力主体が見えなくなることは、より巧妙になる「操作的公共圏」の連続性しか認められない。

以上のようなハーバーマスの指摘する問題点と、フレイザーの主張する公共圏に内在する、実際の協議レベルにおける参加の同格性の問題点を考慮すると、筆者は、町内会はあくまでも決定の責任が免除された「弱い公共性」に留まっているべきであると結論する。

次に、このような支配権力の隠蔽を「不可視のディレンマ」と呼び、所与のゴールへ合理的に到達する手段となっていると批判しているメルッチの論を取り上げよう。

## 2.3 メルッチの公共空間論

アルベルト・メルッチは、現代の「複合化した」西欧社会<sup>18</sup>において、社会運動を分析しようとする際、従来の社会理論の準拠枠では十分解明することが出来ないとして、それらとは異なる新しい視点の理論的枠組みを展開している（メルッチ 1997）。メルッチは現代の「社会運動」をマルクス主義的な旧来型の配分を巡る階級闘争と区別し、「新しい社会運動」と呼ぶ。その特徴の1つに、運動に参加すること自体が目標になっていること、つまり、行為者は自分たちが望む社会の実現に向けて運動に参加し、その運動を今まさに実践しているという現在進行形の行為そのものに意義を見出すというのである。

また、今日の社会運動は、はじめは「私的」な水面下のネットワークから動員される集合行為であるため、その姿をすぐに捉えることができない。メルッチによれば、公の姿を獲得し、われわれの眼前に目に見える形で立ち現われてくるのは、新しい経験を創造するような実験場として展開していく過程であるという。これはエコロジー運動や平和運動を例に考えれば、理解しやすいだろう。公共政策と対立し紛争状態になってはじめて、水面下にあったネットワークが顕在化し、運動に大量動員をかけるのである。

メルッチは、政治システムや権力とは一線を画す自律的な集団によって、運動の過程で共有される空間を「公共空間」と呼ぶ。したがって、「新しい社会運動」と「公共空間」の自律性は相互補完的な関係性がある。「新しい社会運動」は自律性を保障される必要があり、そうした自律性を担保するためには支配や抑圧から自由な「公共空間」が必要であるという。

「新しい社会運動」という集合行為が結節点となり創生される公共空間は民主主義の必要条件であるという。「そのような空間では、意思決定や交渉、代表がそれぞれに分節化されたシステムの形態を取るであろう。そして内部では日常生活で発達した意味表出行為が、政治制度とは独立的に表現され伝達されるのである」（メルッチ 1997：224）。

以上のように、メルッチにしたがえば、「新しい社会運動」は行為者の運動プロセスの承認を意味している。すなわち、個人及び集団が、その運動を通じて意味やアイデンティティを獲得していくプロセスなのである。メルッチは、「複合社会における民主主義は、個々人や社会集団が自己を主張することができるような状況を、また、ありのままの自分やかくありたい

▶18 複合社会とは、イギリスの政治経済学者ファーニヴァルが植民地下の東南アジアの社会状態の考察をもとに発展させた概念。「二重社会」概念に比べ、実際社会の複雑な様相とダイナミズムをよりの確に把握する概念ともいわれ、社会分析にも応用されている。（新社会学辞典 2002：1253）

という自分を受け入れてもらえるような状況が必要とする。つまり、個人および集団の意味獲得プロセスが承認され、またその自律性が保障されるような状況が必要なのである。自己再帰的なアイデンティティを時間をかけて形成したり、維持したり、あるいは変容したりするには、支配や抑圧から自由な社会空間が要求されるのである」(メルッチ 1997: 223) と述べている。

メルッチは、複合社会が不確実性、変化、そして差異化で特徴づけられるのであれば、意思決定が何よりも重要であると主張しているのである。そして、意思決定には不透明な部分、ディレンマとリスクが内在するのであると仮定すれば、「集合行為は現代では、意思決定過程から排除されたり隠蔽されたりするものを暴くことによって、『暴露屋』(revealers)として機能している。集合的な抗議や動員が、複合社会の内部に深く埋め込まれている沈黙、不可解、恣意といった要素を白日の下にさらすのである」(メルッチ 1997: 226-227) という。

「新しい社会運動」が、新たなパワーと水面下のネットワークが顕在化する過程として立ち現れてくるのであれば、その実践には、対話的な行為(cummunicative act)が前提となるはずだ。「新しい社会運動」のような集合行為が、不透明な部分や隠されていた内実、つまり、手続き的民主主義の手段として、本当の目的を隠蔽したまま、あらかじめ決められたゴールに合理的に到達するために操作的に使われる危険性のある「不可視のディレンマ」を暴き、意思決定を拡散することを可能にするのである。

## 2.4 市民社会の公共性

この節を締めくくるにあたり、コミュニティ、アソシエーション、コミュニケーションそして市民的公共性概念を整理してみよう。

人種、言語、文化、宗教など一義的な価値やアイデンティティ、いわゆる「共通善」や一定の規範に照らしたルールで形成されるコミュニティが脆弱化している。なぜなら、旧来型のコミュニティは、他のコミュニティとの差異をアイデンティティや共通善で表象してきたが、その代償としてコミュニティ内部の個人の差異性、多様性を捨象し、抑制してきたからだ。その結果、21世紀のグローバル化、複合化する現代社会に生きる人々の要請に合うような新しいコミュニティ概念が求められているのである。そのような新しいコミュニティとは、コミュニティが人々の帰属を規定するのではなく、人々が自らをコミュニティに位置づけるという自発的(ボランティア)行為によって見出されるのである。

自らを位置づけるという行為は、他者の存在を通してのみ認知されるため、他者と自己の関係性が相互肯定的に承認される必要があり、そうした関係性を含意するのが、アソシエーションである。佐藤を援用すれば、アソシエーションとは、他者と自己の関係性をコミュニケーションという媒体によって、相互肯定的なネットワークとして構築していく行為である。

したがって、人々は、帰属の意味をコミュニティに求めるのではなく、間主観的なネットワークの形成に自らの拠り所を発見するような現在進行

形の過程に意義を見出すのである。そうした活動は、本来コミュニティに包摂されるアソシエーションとして捉えられてきたが、現代社会に適うコミュニティ概念では、むしろアソシエーションが前面化し、コミュニティの意味やアイデンティティを逆に規定すると捉えることができる。また、アソシエーションとは、間主観的な行為がコミュニケーションという媒体によって実践されることを意味するのなら、言い換えれば、コミュニケーションのあり方を模索する行為である。したがって、アソシエーションは行為主体者によるコミュニケーション空間として捉えることが可能となるのである。

そのようなコミュニケーションのための空間こそ、ハーバーマスが定式化した市民的公共圏である。市民社会には、ハーバーマスのいう生活世界とシステムの縫い目のほころびから発見した問題が、コミュニケーションという媒体によって、市民的公共性へと収斂する可能性がある。そのため、市民社会のコミュニケーション空間は無傷のまま維持されなければならない。なぜなら、そうした市民的公共性は、権力による「公共性」や、利害関係が巧妙に隠蔽されたまま不可視となっている「公共性」とは位相を異にするからだ。その結果、市民的公共性が、権力や利害によって優先される「公共性」に対抗することが可能となるのであり、そうした市民的公共性と内的に連関しているのが「生活する」という営為が日々再生産される地域コミュニティである。

そして、メルッチがいうように、集合行為としての「新しい社会運動」もまた、日常生活の経験に根ざしているため、「前政治的 (pre-political)」であり「超政治的 (meta-political)」であるため、目的と戦略を修正しながら、統合と離散を繰り返しては現われるダイナミズムを保持することが可能である。とすれば、そのよう集合行為に繋がるダイナミズムは「生活する」というテーマ性をもつ地域コミュニティにも内在しているのである。

以上のように、現代社会のコミュニティがアソシエーションとの親和性が高く、コミュニティそのものを規定する概念にコミュニケーションという媒体が果たす役割が増大していることが明らかになってきた。そしてコミュニケーション空間が市民的公共性と連関しているのであれば、市民社会におけるコミュニティの一類型である、「生活する」するというテーマを有する地域コミュニティ、すなわち町内会が、21世紀の市民社会において、どのような位置、あるいはカテゴリーとして理念的に位置づけられるのだろうか。

次節では、町内会がコミュニケーションを媒体として市民的公共性へと結節していく可能性を、理念型「町内会」モデルによって論究するものである。

### 3 理念型「町内会」モデル論

#### 3.1 理念型「町内会」モデル

筆者は、理念型「町内会」モデルを次のように定義する。

「町内会とは、『生活する』というテーマがつくり出すコミュニティである」  
そして、この定義は次の3つの与件から満たされるものである。

- (1) 「生活する」というテーマによって、コミュニティとアソシエーションが重なり合う。
- (2) 市民的公共性をコミュニケーションによって再生産する。
- (3) 自己反省的な「公共圏」の自律性がある。

まず、この理念型モデルの「生活する」ということは何を意味するのか明確に定義づける必要があるかもしれない。しかしながら、「生活する」ということを概念化することは難しい。あえて言うなら、人間の全ての日常実践を意味しているとしか表現できない。「生活する」ということは、人間が生きるために必要な衣食住から、文化的、宗教的、あるいは、社会的環境により規定される自明的な行為全般を指すものである。この自明性ゆえに、普段は意識されることはないが、何か問題が起きたときに初めてテーマ化され、それらの多くは、個人では解決しえない共同性の問題として、つまり、他者との関係性において解決しなければならないような社会的な事象となってわれわれの眼前に立ち現われてくるのである。

コミュニティの共同性に関わる問題は、当事者間の話し合いにより、すなわちコミュニケーションによって解決策を見出さなければならない。そうした合意形成の過程は、自明の日常実践が疑問視され、問い直されることを含意する。なぜなら、「生活する」ということは、ハーバーマスを援用すれば、生活世界と同様に、生活世界を構成する三要素である「社会」、「人格」、「文化」と内的に連関しているコミュニケーション的合理性を追求する間主観的な行為であるからだ。例えば、「生活する」とことと密接に関わっている地域固有の伝統や慣習などは、生活世界の「文化」的な背景を成す経験知を源泉としている。言い換えれば、「生活する」という日常の実践は、自明の生活世界を背景として繰り広げられる行為と意味づけに還元されるのであり、そうした行為は間主観的なコミュニケーションを媒体として実践されなければならないのである。

したがって、理念型「町内会」モデルは、「生活する」という日常実践からテーマ化される問題を間主観的なコミュニケーションを前提として解決されるコミュニティであると定義づけるものである。

次に、筆者の理念型モデルの与件について、先行研究を交えながら、順を追って論じよう。

### 3.2.1 「生活する」というテーマによって、コミュニティとアソシエーションが重なり合う。

町内会は一般にはその必要性が広く認められている<sup>19</sup>ものの、全戸加入という形態が論議の対象となってきたのは事実である。研究者もその点は苦慮しているようで、「みんな主義」(菊池 1990)、「自動的加入」(倉沢 1990)、あるいは前述のように、地域の共同性を持つ町内会を「住むことを縁起(因縁生起)として形成されるアソシエーション」であることから「住縁アソシエーション」(岩崎 1989)と呼ぶ研究者もいる。

地域社会で一つのコミュニティを形成する論拠を次の2点に見出すことができる。1つは、アリストテレスのいう「人間は社会的な動物である」というわれわれ人間を規定する内的な要因、つまり本性に関わる概念である。もう1つは、「生活する」という日常実践において、「住民自身に意識されているか否かを問わず客観的に地域住民生活のあり方を規定している地域的諸条件が存在することが確かである」(中田 1990: 198)ため、地域の住民で解決しなければならない様々な問題、言い換えれば、地域社会全体の共同性、公共性に関わる問題が存在するのであり、そうした問題を住民で話し合うためのコミュニケーション空間が必要とされるのである。

地域の共同性や公共性が、地域コミュニティの形成原理となる例として、北国の場合、除雪を考えれば分かりやすい。札幌市の場合、幹線道路は行政の除雪体制が行き届いているものの、住宅街は町内会が除雪パートナーシップ制度<sup>20</sup>などを申請し、地域で排雪計画を立てる必要がある。仮に、町内会がそうした努力を怠ると、道路上に堆積した雪がピークに達する二月頃には、生活道路の確保にも支障をきたすことになるのである。

除雪の例は、地域における「生活する」上の利便性に関わる共同性の問題であるが、他方、環境問題となると、ある地域の共同性の問題が、マス・メディアを含むコミュニケーションのネットワークを通じて、人々の関心を集め一般化される過程で、そうした問題が抽象化され、グローバルな公共空間で論じられる公共性の位相に発展する可能性がある<sup>21</sup>。また、地域コミュニティと公共性についての結節点を論じることは、理念型「町内会」モデルのアソシエーションの可能性を先鋭化させることである。

吉原直樹は、町内会における共同性という問題を公共性に還元して論じる際、公共性の概念を間宮陽介に依拠している。吉原によれば、「町内会における〈公共性〉は、基本的にはこうした〈共同性〉が普遍化されて成り立つものである。すなわち、指摘されるような〈共同性〉の枠組みのなかで社会的な規制→ルールができあがり、そこから公共的なものへの自己展開がみられるときに〈公共性〉が発現するのである。したがって、ここでいう、〈公共性〉もまた、『場所へと根ざす』ことが前提」(吉原 2000: 578)であるという。そして、ここでいう市民社会の共同関係に定礎した〈公共性〉を、間宮の言葉を援用し、「質の公共性」と呼び、個人の外側にある公共性であるとし、間宮のいうもう一つの公共性である「量の公共性」、すなわち、私的利害を自律的で自己充足的な市民が調整してゆく構造をもつものとして概念化される公共性とは位相を異にすると主張する。

▶19 1989年の調査によると、「町内会があったほうがよい」と考える人の割合は85%にまで達している。(岩崎 1989: 415) また、最近の世論調査で、自分が住む地域のことで市区町村に要求や注文があったらどうするか、という問いに最も多かった回答は「自治会、町内会に持ち込む」の32%で、前回調査時(1987年3月)の25%から増加している(朝日新聞 2006年11月4日)。

▶20 この制度は地域住民と・除雪業者・札幌市の3者がそれぞれの役割を分担し、連携協力しながら生活道路の運搬排雪を実施するもので、道路幅10m未満の道路は地域と市の双方が費用を受け持つ。1kmあたりの地域支払額は38万6100円(平成19年度)である。この制度の他に、「市民助成トラック貸出し制度」もある。(http://www.city.sapporo.jp/kensetsu/yuki/jigyouto/partner.html参照)

▶21 地域の環境問題がグローバルな公共性に発展したものの1つに、愛知万博の開催予定地であった「海上の森」を巡る事例が挙げられる。検討会議が組織され、水準の異なる諸団体と機関、推進側と自然保護団体側が、いずれも正式な参加資格を承認された当事者として一堂に会することができる場＝「公共空間」を提供したことで合意に達した(町村 2006)。

▶22 名和田は「決定権の分散」と称して地域住民が主体となって推進したまちづくり運動という「事実上の公共性」が条例に担保された「制度上の公共性」にまで発展したケースを研究している。公害から始まった真野地区の住民運動は、賠償請求に帰結するのではなく、工場を追い出し、地域コミュニティの住環境を含むトータルな社会設計を視野に入れたまちづくり運動に発展していった。

吉原によれば、通常、町内会等地域住民組織とは対極にあるとされるボランティア・アソシエーションやNPO等の位置づけも、地縁の基層に足を下ろしているため、「町内会における〈共同性〉〈公共性〉の内容と共振する地平を有している」と述べ、町内会とボランティア・アソシエーションの関係性は対峙するのではなく、重層的に重なり合うと論じている。

「質の公共性」が地域コミュニティで先鋭化し、地域住民の主体的な意思決定が条例に担保される「制度上の公共性」にまで発展したケースが名和田是彦の神戸の真野地区に関する先行研究<sup>22</sup>（名和田 1998）である。名和田は、当初、真野地区のまちづくり条例が、正当性のあるものとして認知されたことで、何らかの強制力を伴う制度上の便益を享受すると考えた。しかしながら、名和田の予想に反して、実際のまちづくり事業にあたっては、まちづくり条例を盾に強制力で推し進めているのではなく、私的所有者・権利者の異論を排除し、「常に近隣居住者同士の合意を確認しつつ慎重に進めている」のが実情であるという。

真野地区の住民の合意形成プロセスは、佐藤のいう、「個別的な人格と人格との具象的な関係」に成り立つアソシエーションの活動であり、「この具象的で個別的な自己と他者との相互作用関係としての互酬性が成り立つのは、公権力のつくる公共性や利害関係で働く市場から自由に状況適応的に、自己と他者とが、ある主題を媒介に相互に結び合うこと」（佐藤 2007：76）を実践しているのである。さらに、ハーバーマスに倣えば、このような真野地区の合意形成プロセスは、強制力を伴う法というシステムによって合理性を追求するのではなく、あくまでも間主観的なコミュニケーションの行為が行われる生活世界に足場を置いているのである。

真野地区のまちづくり運動は、住民のアソシエーション的な運動が制度上の条例に結実した事例であるが、筆者はそうした「決定権の分散」を前提とした「強い公共性」については、現段階では、態度を決めかねる。なぜなら、第1に、名和田も狭隘な権力概念であったと認めているように、こうしたいわゆる法的な権限が賦与されたのは、時間をかけた住民のコミュニケーションによる合意という努力の結果であるからだ。

第2に、ハーバーマスが主張するように、生活世界との内的連関の中で、システムの複合性の増大が可能であるとすれば、日本社会では、生活世界の地平に通じる市民社会が未成熟であるため、合意形成の背景を成す間主観的なコミュニケーション空間としての生活世界の水準が、法制度というシステムの決定の責任を引き受けるに足る水準にまで達しているとは言い難い。したがって、市民社会のコミュニケーション空間が未成熟な段階で、「公共性」が先んじて制度化されることによって、生活世界を拠り所にする間主観的なコミュニケーションが形骸化され、システムの戦略的な手段と化す危険性がある。

最後に、第3の理由として、筆者は、「弱い公共性」であっても政治システムに影響するコミュニケーションの権力に収斂することでその真価を十分発揮することが可能であると考えられるからだ。

### 3.2.2 市民的公共性をコミュニケーションによって再生産する。

真野地区の例でも明らかなように、間主観的なコミュニケーションに規定された住民参加が市民的公共性へと結節していくことは、現代社会における意思決定プロセスの複合化と分散を象徴している。名和田は議会制民主主義という制度だけでは、20世紀の都市問題において先鋭化したような正統性欠損を生じる危険性があると述べ、住民参加の必要性の根拠を次のように論じている。「正統性は今やコミュニティ・レベルのようなマイクロなレベルでも調達されなければならない。あるいは、少なくとも中央政府レベルと自治体レベルに加えてコミュニティ・レベルで補完されなければならない。ここに住民参加が必要となる根拠がある」(名和田 1998: 13)。

名和田の主張は、メルッチが指摘する現代社会における民主主義という概念の変化と呼応している。メルッチによれば、かつて、近代初頭の資本主義のシステムに対応するものとしての民主主義という概念は、国家と市民社会の分離の上に成り立っていたが、現代社会を「ポスト産業社会」の複合社会と捉えるならば、国家と市民社会の区別がより錯綜したことで、国家という一元的な意思決定が、より細分化された部分的政府に取って代わられたのであるという。「こうした新たな部分的政府の特徴は、独自の代表制と意思決定システムを持つということであり、また同時に、公的なものと私的なものと解きがたく結びつける組織の織り物の総体だということである」(メルッチ 1997: 221)。

そして、意思決定のシステムはますます自律性を増し、多様性をあらわにする。メルッチは意思決定システムの拡散というメリットに加え、「最後に別の次元では、社会運動の形態を取った集合的要求および紛争が発展していることが明らかに見て取れる。それらが目指しているのは、日常生活での動機付けと行為の意味とを再び取り戻すことである」(メルッチ 1997: 222) という。

メルッチの論を筆者の理念型モデルで置き換えてみると、町内会はメルッチのいうところの「独自の代表制と意思決定システム」である部分的な政府の一つとしての可能性がある。しかし、筆者は、先に述べたように、責任は免除されるという「弱い公共性」の立場を取る。まず、地域コミュニティである町内会が主体性のもった自律的なアソシエーションとなることが先決である。真野地区のような成功事例を手本にして、制度から作り上げようとするのは本末転倒であり、制度が自己目的化する危険性が否めず、政府主導で失敗に終わったコミュニティ施策の二の舞になり兼ねない。

メルッチのいう「日常生活での動機付けと行為の意味づけを再び取り戻す」ことは、ハーバーマスの主張するように、行為が生活世界の脈絡でコミュニケーションによって再生産されることである。そうした前提に立てば、理念型モデルが「生活する」という営為に還元できる動機付けと行為の意味を、再発見しながら、市民的公共性へと結節していく可能性を見出すことが出来る。

例えば、原発反対運動や米軍基地反対運動などの住民運動は、私的なエゴイズムから反対運動に身を投じているのではなく、私的利害の総和を超

えたところ、つまり、補償問題で住民を懐柔できない時点で、「質的な公共性」へと転回しているのである（間宮 1998）。そのような転回によって、地域の私的エゴイズムに端を発した問題が、市民的公共性の問題へと止揚されるのである。

コミュニケーションによって市民的公共性が再生産されるとすれば、地域住民である市民が拘束力ある決定に対抗して、公共的コミュニケーションという非暴力的手段で政治システムに侵犯することは、ハーバーマスにしたがえば、「市民的不服従の活動」を意味する。ここで重要な点は、制度化されていない市民の抵抗の形であり、2つのベクトルで作用する。1つ目のベクトルは官職保持者と議会に対して影響力を行使し、形式的には終結した政治審議をもう一度再開し、公共的批判を考慮して議決を修正しなければならない。

もう1つのベクトルは、ロールズのいう、「社会多数派の正義感覚に訴える」方向に影響する。つまり、公衆の批判的判断に委ねる方法で、「そのときどきの論争の対象とは無関係に、市民的不服従というものは、構想された政治的意思形成と公共圏のコミュニケーション過程との再結合をつねに暗黙のうちに要求する」のである（ハーバーマス 2003下：115）。これは政治システムに向けられるのであり「この市民社会は、危機が生じた場合には民主的法治国家の規範的内実を、公共的意見の媒体によって表明し、制度的政治システムの停滞に抗して実現しようとするのである」という（ハーバーマス 2003下：115）。ハーバーマスは、政治システムは法治国家の構造上、市民社会と乖離してはならないと主張しているのである。

ハーバーマスによれば、市民社会の「公共的な議題」は、政治的中心からはもっとも離れた周辺の外部に位置する知識人、関与者、あるいは徹底した態度を取る専門家により主題化されてきたのであり、「市民社会の周辺部は政治という中心に対して、新たな問題状況を知覚し同定するためのより豊かな感受性を有している点で優位に立っており、このようなかたちで、公共圏のコミュニケーション構造は私的生活領域と結びついている」（ハーバーマス 2003下：113）。

こうした論点からも明らかなように、理念的にもまた経験的にも、理念型「町内会」モデルは「生活する」というテーマ性によって繰り広げられる間主観的なコミュニケーションのネットワークによって、市民的公共性への一回路に通じているのである。

### 3.2.3 自己反省的な「公共圏」の自律性がある。

述べてきたように、理念型「町内会」モデルが、市民社会の公共的コミュニケーションと内的に連関する関係性を有しているのであれば、理念型モデルを、市民的公共圏の言わば縮小版である多元的公共圏の類型として、位置づけることが可能である。なぜなら、第1に、「生活する」というテーマから生じる地域の公共性に関わる問題が、コミュニケーションによって市民的公共性へと結節する可能性があるからだ。第2に、「町内会」が社会的に地域の代表性を賦与されている、言わば、公共性が高い組織であるか

らだ。そしてこの2つの点は相互補完的な関係性を有している。多元的公共圏の自律性が担保されることによって、理念型モデルが民主的なコミュニケーションを維持することができる。そして、そうした前提があつて、はじめて、町内会が地域住民の代表性を主張できるのである。

「町内会」という組織のもつ「公共性」について、多田一路は、町内会はその性質上、居住を基礎として開かれた集団であるから、特定の組織として価値規範的に活動目的や活動内容の固定化や、概念化をすることは困難であるという（多田 2004）。あえて定義するなら、「住民の全体の利益に関わること」としか表現できないと述べている。「地域自治会が、住民全体の利益に関わる目的を実現するためには、住民全体の利益とは何か、ということが明らかにされねばならないが、当然それはだれか特定の者が恣意的に決定することではできず、まさに住民全体で決定することになる。だからこそ、地域自治会はその組織運営における民主性がより強く追求されなければならない」（多田 2004：139-140）。

以上のように、「町内会」は、地域の代表性を賦与された組織として、また、「生活する」というテーマから生じるアソシエーション的な集合行為により、市民的公共性へ重層的にアクセスが可能である。そうした二重の意味において、内部のコミュニケーションも「公共圏」におけるコミュニケーションのあり方と同質性が求められるのであり、言い換えれば、自己言及的、すなわち自己反省的な「公共圏」の自律性が与件となるのである。

理念型「町内会」モデルが公共圏と同質の自律性のあり方が求められるのであれば、ここで再び、ハーバーマスに依拠し公共圏の自律性を考えてみる必要がある。ハーバーマスによれば、公共圏は自己反省的な面が担保されていなければ、コミュニケーションの空間として政治的に機能することはできないという。ハーバーマスにしたがえば、「公共圏のコミュニケーション構造は、市民たちの生き生きとした市民社会によって無傷のまま維持されなければならない」のであり、「公共圏での発言によって同時に公共圏の構造を再生産する者たちのテキストは、公共圏の批判的機能に関連する、つねに等しいサブテキストを明るみに出す」のである。つまり、公共圏の自浄機能を保持すること、つまり、そうした公共圏の批判的機能が公共圏を再構築するのであり、同時に行為者にとっては、「市民社会と公共圏の安定化と拡大、そして、自己のアイデンティティと行為能力の確認もまた反省的に問題となるのである」（ハーバーマス 2003下：100-101）。

また、理念型モデルが、自己反省的な公共圏の批判機能を維持することで、メルッチのいうように、代表される自由と代表されることへの拒絶と変更を可能にするのである。

## 4 おわりに

本稿は、国家と市場から独立した市民社会を前提とした上で、市民的公共性について、理念型「町内会」モデルで読み解いたものである。地域コミュニティが、「生活する」という概念に端緒する共同性と公共性を実践する間主観的なコミュニケーション空間として捉えることが可能であること、また、自明的な存在である町内会を主題化し、再定式化する試みは、市民社会のあり方を身近な「生活する」拠点である地域社会に還元して問い直す作業である。

しかしながら、ここで主題化された町内会は、かつての「生活の貧困」や「行政の貧困」を補完する意味での生活共同体に回帰することではない。なぜなら、われわれが「生活する」という営為の中から発見した問題を共有し解決する手段は、意思を優先的に決定できる公権力ではなく、間主観的なコミュニケーションによる合意形成の過程にあり、そうした実践の積み重ねが、結果として、市民社会の民主主義の地平を切り開くことになるという視座に立つからだ。

本稿を締めくくるにあたり、今後の課題として、理念型モデルの実証研究、さらに、実証研究から、理念型モデルの理論を再検証すること、また、今回取り上げなかったが、地域や国民国家という枠組みを超越してますますグローバル化する経済とメディアという二つの力が及ぼす影響についても分析が待たれるだろう。

(2007年10月10日受理 2008年2月5日採択)

### ▶ 高橋道子 (たかはし みちこ)

北海道大学大学院国際広報メディア・観光学院博士後期課程

### 参考文献

- コーエン, A. P. 『コミュニティは創られる』吉瀬雄一訳, 八千代出版, 2005.
- デランティ, G. 『コミュニティ』山之内靖・伊藤茂訳, NTT出版, 2006.
- フレイザー, N. 「公共圏の再考-既存の民主主義批判のために」『ハーバースと公共圏』クレイグ・キャルホーン編, 1999.
- Fraser, N., “Rethinking the Public Sphere: A contribution to the Critique of Actually Existing Democracy,” In C. Calhoun (ed.), *Habermas and the Public Sphere*, The MIT Press, 1992.
- ハーバース, J. 『コミュニケーション的行為の理論』(上、中、下), 岩倉正博・藤沢賢一郎他訳, 未来社, 1986
- ハーバース, J. 『公共性の構造転換』第2版, 細谷貞雄訳, 未来社, 1994.
- ハーバース, J. 『事実性と妥当性』(上・下) 河上倫逸・耳野健二訳, 未来社, 2003.
- 花田達郎, 『公共圏という名の社会空間』木鐸社, 1996.
- 原科幸彦編著, 『市民参加と合意形成-都市と環境の計画づくり』学芸出版社, 2005.
- 岩崎信彦他編, 『町内会の研究』お茶の水書房, 1989.

- 菊池理夫, 『現代のコミュニタリアニズムと「第三の道」』 風行社, 2004.
- 菊池美代志, 「町内会の機能」 倉沢進, 秋元津郎編著, 『町内会と地域集団』 ミネルヴァ書房, 1990.
- 倉沢進, 秋元津郎編著, 『町内会と地域集団』 ミネルヴァ書房, 1990.
- 間宮陽介, 「公共空間論序論」 『神奈川大学評論』 29, (pp. 184-90) 1998.
- マッキーヴァー, R. M. 『コミュニティ』 中 久郎 松本通晴 監訳, ミネルヴァ書房, 1975.
- 町村敬志・吉見俊哉編著, 『市民参加型社会とは』 有斐閣, 2006.
- メルッチ, A. 『現在に生きる遊牧民-新しい公共空間の創出に向けて』 山之内靖他訳, 岩波書店, 1997.
- Melucci, A., *The Nomads of the Present*, Temple University Press, 1989.
- 森岡清美他編集代表, 『新社会学辞典』 有斐閣, 2002
- 中田 実, 「コミュニティと地域の共同管理」 倉沢進, 秋元津郎編著, 『町内会と地域集団』 ミネルヴァ書房, 1990.
- 西尾勝・小林正弥他編, 『自治から考える公共性』 公共哲学11, 東京大学出版会, 2004.
- 越智昇, 「町内会の分析視角」 蓮見音彦・奥田道大編, 『地域社会論』 有斐閣, 1980.
- サンデル, M. J. 「公共哲学を求めて」 中野剛充訳, 『思想』 904, 1999.
- 佐藤慶幸, 『NPOと市民社会』 有斐閣, 2002.
- 佐藤慶幸, 『アソシエーティブ デモクラシー』 有斐閣, 2007.
- 多田一路, 「地域自治会の公共性 (試論)」 『大分大学経済論集』 55 (5), 2004.
- 吉原直樹, 『戦後改革と地域住民組織-占領下の都市町内会-』 ミネルヴァ書房, 1989.
- 吉原直樹, 「地域住民組織における共同性と公共性-町内会を中心として-」 『社会学評論』 50 (4), 2000, 3.